

福井市開発審査会附議基準等改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附議基準 14</p> <p style="text-align: center;">開発行為及び建築物等の建築許可の取扱いについて（包括議決）</p> <p>次の各項に該当するものについては、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして許可をし、後日の開発審査会に報告するものとする。</p> <p>第1 「世帯の分化の過程で必要とする住宅の取扱いについて（附議基準1）」に該当するもの。</p> <p>第2 「土地区画整理事業の施行された土地の区域内における建築物について（附議基準3）」に該当するもの。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）で定める第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域内に建築できるものに限る。</p> <p>第3 「収用対象事業の施行により移転するものの取扱いについて（附議基準5）」に該当するもののうち、従前地が市街化調整区域内にあるもの。</p> <p>第4 自己専用住宅に用途変更するもののうち「既存建築物の用途変更について（附議基準9）」を満たすもの。</p> <p>第5 「工場等の取扱いについて（附議基準12）」第4項第1号に該当するもの。</p> <p>第6 「社会福祉施設（都市計画法第34条第1号に該当しないもの）の取扱いについて（附議基準18）」第3項第2号アに該当するもの。</p> <p>第7 「医療施設（都市計画法第34条第1号に該当しないもの）の取扱いについて（附議基準19）」により隣地へ規模拡大するもののうち、規模拡大後の総敷地面積が現在地の敷地面積の概ね1.5倍までのもの。</p> <p>第8 「既存工場等の用途変更について（附議基準21）」に該当するもののうち、日本標準産業分類の中分類の範囲内で用途変更するもの。</p> <p>第9 「既存建築物と同用途での建替えについて（附議基準22）」に該当するもの。</p>	<p style="text-align: center;">附議基準 14</p> <p style="text-align: center;">開発行為及び建築物等の建築許可の取扱いについて（包括議決）</p> <p>次の各項に該当するものについては、あらかじめ開発審査会の議を経たものとして許可をし、後日の開発審査会に報告するものとする。</p> <p>第1 「世帯の分化の過程で必要とする住宅の取扱いについて（附議基準1）」に該当するもの。</p> <p>第2 「土地区画整理事業の施行された土地の区域内における建築物について（附議基準3）」に該当するもの。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）で定める第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域内に建築できるものに限る。</p> <p>第3 「収用対象事業の施行により移転するものの取扱いについて（附議基準5）」に該当するもののうち、従前地が市街化調整区域内にあるもの。</p> <p>第4 自己専用住宅に用途変更するもののうち「既存建築物の用途変更について（附議基準9）」を満たすもの。</p> <p>第5 「工場等の取扱いについて（附議基準12）」第4項第1号に該当するもの。</p> <p>第6 「社会福祉施設（都市計画法第34条第1号に該当しないもの）の取扱いについて（附議基準18）」第3項第2号アに該当するもの。</p> <p>第7 「医療施設（都市計画法第34条第1号に該当しないもの）の取扱いについて（附議基準19）」により隣地へ規模拡大するもののうち、規模拡大後の総敷地面積が現在地の敷地面積の概ね1.5倍までのもの。</p> <p>第8 「既存工場等の用途変更について（附議基準21）」に該当するもののうち、日本標準産業分類の中分類の範囲内で用途変更するもの。</p> <p>第9 「既存建築物と同用途での建替えについて（附議基準22）」に該当するもの。</p>

第10 「社寺仏閣について（附議基準23）」に該当するもの。

第11 「既存宅地における自己専用住宅について（附議基準24）」に該当するもの。

第12 「住宅団地における住宅について（附議基準25）」に該当するもの。

第13 「地域経済牽引事業の用に供する施設の取扱いについて（附議基準29）」に該当するもの。

附 則

この基準は平成12年11月24日から施行する。（平成12年11月24日承認）

附 則

この基準は平成13年10月10日から施行する。（平成13年10月10日承認）

附 則

この基準は平成19年11月30日から施行する。（平成19年10月31日承認）

附 則

この基準は平成21年4月23日から施行する。（平成21年4月23日承認）

附 則

この基準は平成21年10月30日から施行する。（平成21年10月30日承認）

附 則

この基準は平成22年1月26日から施行する。（平成22年1月26日承認）

附 則

この基準は平成22年4月27日から施行する。（平成22年4月27日承認）

附 則

この基準は平成24年4月26日から施行する。（平成24年4月26日承認）

附 則

この基準は平成29年2月6日から施行する。（平成29年2月6日承認）

附 則

この基準は平成30年2月1日から施行する。（平成30年1月30日承認）

第10 「社寺仏閣について（附議基準23）」に該当するもの。

第11 「既存宅地における自己専用住宅について（附議基準24）」に該当するもの。

第12 「住宅団地における住宅について（附議基準25）」に該当するもの。

附 則

この基準は平成12年11月24日から施行する。（平成12年11月24日承認）

附 則

この基準は平成13年10月10日から施行する。（平成13年10月10日承認）

附 則

この基準は平成19年11月30日から施行する。（平成19年10月31日承認）

附 則

この基準は平成21年4月23日から施行する。（平成21年4月23日承認）

附 則

この基準は平成21年10月30日から施行する。（平成21年10月30日承認）

附 則

この基準は平成22年1月26日から施行する。（平成22年1月26日承認）

附 則

この基準は平成22年4月27日から施行する。（平成22年4月27日承認）

附 則

この基準は平成24年4月26日から施行する。（平成24年4月26日承認）

附 則

この基準は平成29年2月6日から施行する。（平成29年2月6日承認）

福井市開発審査会附議基準等改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附議基準 29</p> <p style="text-align: center;">地域経済牽引事業の用に供する施設の取扱いについて</p> <p>この基準は、市街化調整区域において地域経済牽引事業の用に供する施設を建築する場合に適用する。 次の各項のすべてに該当しているとき、開発審査会に附議できるものとする。</p> <p>第1 用途 申請に係る建築物は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。）第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき整備される同法第13条第3項第1号に規定する施設であること。</p> <p>第2 立地場所 申請に係る土地は、地域未来投資促進法第11条第2項第1号に規定する土地利用調整区域内であること。</p> <p>付 記 上記附議基準に該当するものについては、附議基準14第13号に基づき包括議決とする。</p> <p>附 則 この基準は平成30年2月1日から施行する。（平成30年1月30日承認）</p> <p><解 説> ○留意事項 ・地域経済牽引事業を行おうとする者は、地域経済牽引事業計画を作成した上で福井県知事からの承認を受ける必要があることから、事業内容や立地場所等について事前に関係部局との調整を図ること。</p>	<p>(新規)</p>